

官報 号外 昭和四十三年五月二十二日

○ 第五十八回 參議院會議錄第二十三号

昭和四十三年五月二十二日(水曜日)

午後二時三十四分開議

○ 議事日程 第二十三号

昭和四十三年五月二十二日

午後二時三十分閉議

第一 南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発行並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 魚価安定基金の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(第五十五回国会内閣提出衆議院送付)

第八 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 公海に関する条約の実施に伴う海底電線

外務委員	大蔵委員	文教委員	社会労働委員	(国会法第四十一條第三項の規定によるもの)
同	同	同	同	同
菅野	堀君	林	黒木	近藤
竹中	恒夫君	青田	利克君	鶴代君
中山	福藏君	源太郎君	源太郎君	丸茂
奥村	祐造君	正雄君	正雄君	重貞君
栗原	春藏君	賢作君	恒夫君	玉置
村上	牧衛君	和郎君	和郎君	和郎君
小柳	章君	運輸委員	運輸委員	佐田
小林	青田	商工委員	商工委員	一郎君
章君	源太郎君	建設委員	建設委員	同
宮崎	正雄君	農林水產委員	農林水產委員	同
田村	教育君	同	同	同
北畠	佐田	同	同	同
佐田	玉置	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同
佐田	新谷寅三郎君	同	同	同
佐田	正文君	同	同	同
玉置	和郎君	同	同	同
北畠	正文君	同	同	同

ます。

メリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件決議案報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案可決報告書

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案可決報告書

水資源開発公団法の一部を改正する法律案可決報告書

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

通信委員会請願審査報告書(第一号)

建設委員会請願審査報告書(第一号)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

観光施設財团抵当法案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

觀光施設財團抵当法案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極端の譲与に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

觀光施設財團抵当法案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

本日委員長から左の報告書が提出された。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。この際、会期延長の件についておはかりいたし

議長は、衆議院議長と協議の結果、会期を来たる六月三日までに十日間延長することに協定いたしました。

議長が協定いたしましたとおり、会期を十日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

て、会期は、全会一致をもって十日間延長することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、会期は、全会一致をもって十日間延長することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長(木與吉郎君)

メリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本國總理大臣とアメリカ合衆国大統領は、千九百六十七年十一月十四日及び十五日に南方諸島及びその他の諸島の地位について検討し、これら

の諸島の日本国への早期復歸をこの地域の安全をそこなうことなく達成するための具体的な取極に

に協議に入ることに合意したので、

アメリカ合衆国は、南方諸島及びその他の諸島に

に関し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国のために放棄することを希望するので、また、

日本国は、南方諸島及びその他の諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受けることを望むので、

よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、この協定を締結することに決定し、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次とのとおり協定した。

第一条

1 アメリカ合衆国軍隊が現に利用している硫黄島及び南鳥島における通信施設用地(ロラン局)は、千九百六十一年一月十九日にワシントンで署名された

好通商航海条約を含むが、これらに限られない。)連する取極並びに千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友

との間の相互協力及び安全保障条約及びこれに附

は、この協定の効力発生の日から南方諸島及びその他の諸島に適用されることが確認される。

第二条

日本国とアメリカ合衆国との間に締結された条約及びその他の協定(千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びこれに附

は、この協定の効力発生の日から南方諸島及びその他の諸島に適用されることが確認される。

第三条

1 合衆国軍隊が現に利用している硫黄島及び南

鳥島における通信施設用地(ロラン局)は、千九百六十一年一月十九日にワシントンで署名された

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に定める手続に従つて、合衆国軍隊が使用する。もつとも、避けがたい遅延のためこの協定の効力発生の日までに前記の手続によることができない場合には、日本国は、アメリカ合衆国に

対し、その手続が完了するまでの間、これらの特

定の用地を引き続き使用することを許すものと

する。

2 合衆国軍隊が現に利用している南方諸島及び

その他の諸島における設備及び用地は、1に掲げるものを除くほか、この協定の効力発生の日

に日本国に引き渡される。もつとも、避けがたい

遲延のためこの協定の効力発生の日までに前記の引渡しを完了することができない場合には、日本国は、アメリカ合衆国に対し、その引渡しが完了するまでの間、これらの設備及び用地を引き続き使用することを許すものとする。

3 必要な手続又は引渡しが完了するまでの間合衆国軍隊が1及び2の規定に基づいて行なう設備及び用地の使用は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれた取扱により規律されるものとする。

第四条 合衆国気象局が現に運営している南鳥島の測候所は、この協定の効力発生の日に日本国政府に引き渡される。この引渡しについて避けがたい遅延がある場合には、引渡しが完了するまでの間、測候所の現状どおりの運営が継続されることが合意される。

第五条

1 日本国は、この協定の効力発生の日前に南方諸島及びその他の諸島におけるアメリカ合衆国軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動又はこれらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びにこれらの諸島の現地当局に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。ただし、前記の放棄には、これらの諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。

2 日本国は、南方諸島及びその他の諸島の合衆国による施政の期間中に合衆国の当局若しくは現地当局の指令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は当時の法令によつて許可されすべての行為又は不作為の効力を承認し、合衆国国民又はこれらの諸島の居住者をこれらのみの行為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責

任に問ういかなる行動も執らないものとする。

3 合衆国の当局又は現地当局は、南方諸島及びその他の諸島の合衆国による施政の期間中、これらの諸島における財産権及び所有利益で、日本及び前記の期間中にアメリカ合衆国が執つた措置により当該財産権又は利益の使用、収益又は行使を不可能にされた日本国民に属するものの権原を移転するようないかなる公的な行動も執らなかつたことが確認される。

第六条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認した旨の通知をアメリカ合衆国政府が日本国政府から受領した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十八年四月五日 東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
三木武夫

アメリカ合衆国のために
U・アレクシス・ジョンソン

〔三木與吉郎君登壇、拍手〕

○三木與吉郎君　ただいま議題となりました「南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

す。

わが国民の多年の念願でありました小笠原の返還につきましては、昨年十一月にワシントンで行なわれました佐藤総理大臣とジョンソン大統領との会談において、早期復帰のための具体的取りき

めに關して日米両国が直ちに協議に入るとの合意

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

割賦販売法の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

第十二条の見出しを「(許可の申請)」に改め、同条第一項中「登録簿の謄本」を「許可」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類

第十二条第二項中「登記簿の謄本」の下に「前払式割賦販売業者登録簿に登録を受けた法人(以下「登録割賦販売業者」という。)」を「通商産業大臣の許可を受けた者」に改め、同条第二号中「次条」を「次条第一項に「登録又は登録拒否」を「許可又は不可」に改める。

第十二条の見出しを「(許可の申請)」に改め、同条第一項中「登録簿の謄本」を「許可」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類

第十二条第二項中「登記簿の謄本」の下に「前

払式割賦販売業者登録簿に登録を受けた法人(以下「登録割賦販売業者」という。)」を「通商産業大臣の許可を受けた者」に改め、同条第二号中「次条」を「次

条第一項に「登録又は登録拒否」を「許可又は不可」に改める。

第十二条の見出しを「(許可の申請)」に改め、同

条第一項中「登録簿の謄本」を「許可」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類

第十二条第二項中「登記簿の謄本」の下に「前

払式割賦販売業者登録簿に登録を受けた法人(以下「登録割賦販売業者」という。)」を「通商産業大臣の許可を受けた者」に改め、同条第二号中「次条」を「次

2 通商産業大臣は、登録割賦購入あつせん業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三十三条の三第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二 第三十五条の三において準用する第十六条第三項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して営業を開始したとき。

三 第三十五条の三において準用する第二十二条第一項の規定による供託をしないとき。

4 通商産業大臣は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示し（登録の消除）

第五十条（第三十五条の三において準用する第二十二条第一項の規定による登録を取り消したときは、その旨を当該登録割賦購入あつせん業者であつた者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、割賦購入あつせん業者登録簿につき、その登録割賦購入あつせん業者に関する登録を解除しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

二 第三十五条の三において準用する第二十六条第一項の規定による届出があつたとき、その他割賦購入あつせん業を業として営む場合に準用する。この場合において、第十七条第一項及び第十八条第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第二十一条第一項中「前払式割賦販売の契約を締結した者」とあるのは「割賦購入あつせん業に係る契約を締結した取扱業者」と、第二十四条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項において準用する第二十条第二項」と、「又は前条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消したとき」とあるのは「第三十四条の二第一項若しくは第二項」と、「第三十三条において準用する第二十六条第一項第二号若しくは第三十五条第一項の二第一項若しくは第二項」と、「第三十三条において準用する第二十六条第一項第二号」に改める。

三 第三十五条の次に次の二条を加える。（營業保証金の取戻し）

第五十一条（第三十五条の二第一項において準用する第二十二条第一項の規定による登録を取り消したときは、登録割賦購入あつせん業者の登録を含む。）を「第三十五条の二第一項第二号」に改め、同条第一号中「第十九条第一項（第三

は、當該登録割賦購入あつせん業者であつた者は、当該登録割賦購入あつせん業者である。登録割賦購入あつせん業者とみなされる者を除く。）が供託した営業保証金を取り戻すことができると。登録割賦購入あつせん業者が一部の営業所を廃止した場合において、営業保証金の額が次を廃止した場合において、営業保証金の額についても、同様とする。

第五十二条（第三十五条の二第一項及び第五項の規定は、前項の営業保証金の取戻しに準用する。）（準用規定）

第五十三条（第三十五条の三第二項において準用する第十五条第三項、第二十三条第一項若しくは第二項、第三十三条の二第一項（第三十五条の二第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。）を含む。）第三十三条の二第二項及び第三十五条の三第二項において準用する第十五条第三項、第三十四条第一項又は第三十四条の二第二項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

第五十四条（第三十五条の三第二項において準用する第十六条第一項及び第十七条第一項の規定により許可を取り消したときは、手数料として四千円を納付しなければならない。）

第五十五条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第五十六条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第五十七条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第五十八条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第五十九条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十一条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十二条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十三条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十四条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十五条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十六条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十七条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十八条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第六十九条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第七十条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせしめた者）

第三十七条第二項中「若しくは第十五条第一項第二号（第三十三条において準用する第二十二条第一項）を「第三十

二 第十八条の二第三項の規定に違反して新たに前払式割賦販売の契約を締結したとき。

三 第十九条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十九条の二の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項の記載をせず、若し

くは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第五十条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十一条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十二条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十三条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十四条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十五条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十六条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十七条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十八条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十九条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十一条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十二条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十三条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十四条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

十三条において準用する場合を含む。）を「第三十

二 第十八条の二第三項の規定に違反して新たに前払式割賦販売の契約を締結したとき。

三 第十九条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十九条の二の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項の記載をせず、若し

くは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第五十条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十一条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十二条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十三条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十四条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十五条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十六条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十七条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十八条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第五十九条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十一条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十二条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十三条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

第六十四条（第三十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき）

「守らなければならない事項を定めることができる」を

「守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に關し必要な事項を定めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同

項の前に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、前項の規定により取りまとめた

寄附金(次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。)の額から、当該寄附金つき郵便葉書等の発行及び売りさばき並びに同項の規定による取りまとめのため郵政省において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため郵政省において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 郵政大臣は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により告示した同項第一号の寄附目的に係る団体で該寄附金を配分すべきもの(以下「配分団体」という。)及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであった配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金つきのお年玉つき郵便葉書にその額が表示されている寄附金とみなす。(寄附金の経理等)

第九条 郵政大臣は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを資金運用部に預託することができる。
2 前項の規定により資金運用部に預託した結果生じた利子は、寄附金に充てるものとする。
3 前条の規定は、前項の利子について準用す

○賛成者起立
○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

(政令への委任)

第十一条 郵政大臣は、毎年、前年の十月一日から

その年の九月三十日までの間ににおける寄附金に

関する経理状況を公示するものとする。

第十二条から第三十七条までを削る。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(郵便募金管理会の解散等)
2 郵便募金管理会は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において郵政事業特別会計が承継する。

3 郵便募金管理会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算及び事業報告書の作成等については、郵政大臣が従前の例により行なうものと定める。

4 第二項の規定により郵便募金管理会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 この法律の施行の際現に郵便募金管理会の所有に属する寄附金は、改正後の第六条の規定により寄附することを郵政大臣に委託されたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に改正前の第九条の規定により郵便募金管理会と配分金交付契約を締結している配分団体は、改正後の第七条第六項の規定により同条第三項の規定による決定の内容及び同条第四項に規定する事項の通知を受けた配分団体とみなす。この場合において、当該の規定に係る同項における事項の内容は、当該の起立を求める。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前例による。

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「郵便募金管理会」を削る。

9 所得税法(昭和四十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中郵便募金管理会の項を削る。

(法人税法の一部改正)
10 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中郵便募金管理会の項を削る。

(久保等君登壇、拍手)
○久保等君 ただいま議題となりました法律案は、お年玉つき郵便葉書等に付加された寄附金の処理に関する事務を一元化するため郵便募金管理会を解散し、同会において行なつてゐる事務を郵政省において行なうこととともに、寄附金を受ける団体の範囲を拡大すること等を内容とするものであります。

通信委員会におきましては、郵政当局に対し熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存します。

かくて質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求める。

第三条 農林大臣は、前条の規定により基金が解

散及び清算に關しては、この法律の定めるところによる。

(基金の解散)
第一条 魚価安定基金(以下「基金」という。)の解散及び清算に關しては、この法律の定めるところによる。

第二条 基金は、この法律の施行の時において解

散する。

解散したときは、遅滞なく、解散前の基金の役員の中から清算人を任命しなければならない。

農林大臣は、清算人が職務上の義務に違反したときは、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、農林大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の基金の役員以外の者の中からも任命することができます。

(清算人の代表権)

第四条 清算人は、基金を代表する。

(清算事務の監督)

第五条 清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、農林大臣に提出してその承認を受けなければならぬ。

2 清算人は、農林大臣の定める清算計画に従つて清算を行なわなければならない。

3 農林大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関する必要な事項を命ずることができる。

(清算行為の特則)

第六条 清算人が次の行為をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

一 基金の財産の処分

二 訴えの提起

三 和解契約又は仲裁契約の締結

四 権利又は利益の放棄

2 農林大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(剩余財産の帰属)

第七条 清算人は、魚価安定基金法(昭和三十六年法律第百二十九号)第四十三条第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後において、なお剩余を生じたときは、基金の目的に類似する目的のためにその剩余財産の全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定により処分されなかつた剩余財産は、国庫に帰属する。

(決算書類提出の義務)

3 第六条第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、基金の清算について準用する。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第三項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三 魚価安定基金法第四十三条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して、残余財産について、出資額に応じない分配をし、若しくは出資額をこえる分配をしたとき。

四 前条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 前条において準用する民法第八十一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

(魚価安定基金法の廃止)

第二条 魚価安定基金法は、廃止する。

(魚価安定基金法の廃止に伴う経過措置)

第三条 魚価安定基金法は、前条の規定にかわらず、基金の解散及び清算に關しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第五条 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第一百一十八号)の一部を次のようにより改正する。

〔第二十四条を次のように改める。〕

第二十四条 刪除

第五十七条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のようにより改正する。

〔別表第一第一号の表中魚価安定基金の項を削る。〕

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のようにより改正する。

〔別表第二第一号の表中魚価安定基金の項を削る。〕

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のようにより改正する。

〔地方税法別表第二第一号の表中魚価安定基金の項を削る。〕

第九条 改正前の所得税法別表第一第一号の表、法人税法別表第二第一号の表及び地方税法第七十二条の五第一項第四号の規定は、清算中の基金については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(農林省設置法の一部改正)

第十一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三条)の一部を次のように改正する。

〔第三号〕

第七十七条第三号中「魚価安定基金」を削る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十三年五月九日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律案

〔畜産物の価格安定等に關する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)〕の一部を次のようにより改正する。

第三条第二項中「中央卸売市場」を「政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場」に改める。

第三十九条第二項中「安定基準価格」を削り、同条第三項中「安定基準価格を基準として政令で定める価格」を削り、同条第四項中「前項」と「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団が前二項の規定により買入れる指定食肉の買入れの価格は、第三条第二項の中央卸売市場において買入れる場合にあつては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の事業団の指定する場所において買入れる場合にあつては安定基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和四十三年度において適用される指定食肉の安

第四条 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、同年九月以前の月分の特別児童扶養手当（昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当）については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第七条、第九条（同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一項第二項において例による場合を含む。）及び第十一項第二項の規定は、昭和四十二年以降の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当（同年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当）に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

〔山本伊三郎君登壇、拍手〕

○山本伊三郎君 この法律案は、国民年金の中の無撲出制の福祉年金及び夫と生別した母子家庭に支給される児童扶養手当と、重度の障害児を持つ家庭に支給される特別児童扶養手当について、それぞれ支給額の引き上げを行なうとともに、所得による支給制限の緩和をはかるものであります。これによつて、福祉年金中の老齢福祉年金は月千七百円に、母子福祉年金、準母子福祉年金は月二千二百円に、障害福祉年金は月二千七百円となり、また、児童扶養手当と特別児童扶養手当は月千九百円に増額されることとなるのであります。

採決の結果、全会一致をもつて本法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次いで、大橋委員から、国民年金制度全般に関する一項目にわたる改善目標、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する改進努力の要請及び抜的な児童扶養手当制度の実施を要望する附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもつて委員会の

決議とすることに決しました。

以上報告いたしました。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第七、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案（第五十五回国会内閣提出衆議院送付）を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大藏委員長青柳秀夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月十九日

衆議院議長 石井光次郎

第一条 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の国債整理基金特別会計法の規定は、昭和四十二年度の予算から適用する。
3 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和七年度以降国債償還資金の繰入一部停止に関する法律（昭和七年法律第八号）
二 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律（昭和三十六年法律第五十号）

○青柳秀夫君登壇、拍手
○青柳秀夫君 ただいま議題となりました国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案は、公債政策の健全な運用をはかるため、従来停止しておきました国債の元金償還に充てるべき資金の定率による繰り入れ制度を復活し、前年度首における国債総額の百分の一・六に相当する金額を、毎年度一般会計または特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、必要に応じて予算をもつて定める金額を同会計に繰り入れることとし、あわせて規定の整備を行なおうとするものであります。

本案は第五十五回国会以来、本院において継続審査となつておつたものでございまして、委員会におきましては、国債管理制度の基本に関する問題、公社債市場育成の方向等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、植木委員より、四派共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の附帯決議としてすることに決定いたしました。

以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案（（いすれも内閣提出衆議院送付）
○議長（重宗雄三君） 日程第八、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案。

○議長（重宗雄三君） 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか？

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長北條萬八君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

六号）の一部を次のとおりに改正する。

第一条第二項中「万份ノ百十六以上トシ三千万円ヲ下ルコトヲ得ザルモノトス」を「百分ノ一・六ニ相当スル金額トス」に改め、同条第四項中「大藏省証券、借入金、臨時国庫証券、食糧証券及朝鮮

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法（昭和二十一年法律第三十八号）の一部を次のよう改正する。

第八条 治山治水緊急措置法の一部を改正する。

法律（昭和四十三年法律第二百二十九号）による改正附則に次の二項を加える。

3 治山治水緊急措置法の一部を改正する。前治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和四十二年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十三年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は該繰り越した予算による補助金等の交付を含む）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

（治水特別会計法の一部改正）

4 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十五項を第二十六項とし、第二十ニ項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の二項を加える。

22 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二百二十九号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの（昭和四十二年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十三年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む）は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

水資源開発公團法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年五月九日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

水資源開発公團法（昭和三十六年法律第二百二十九号）の一部を改正する法律案
目次：「水資源開発施設」を「水資源開発施設等」に、「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

第八条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

第六十一条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十八条第二項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項第二号中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公團は、前項の業務のほか、次の業務を行なう。

一 愛知豊川用水施設（旧愛知用水公團法（昭和三十年法律第二百四十一号）第十九条第一項第一号イ及びロの事業の施行によつて生じた施設で水資源開発公團法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二百二十九号）附則第二条第一項第一号）による改正前の

治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を改正する。

附則中第二十五項を第二十六項とし、第二十ニ項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の二項を加える。

22 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二百二十九号）による改正前の治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を改正する。

附則中第二十五項を第二十六項とし、第二十ニ項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の二項を加える。

2 公團は、前項の業務のほか、次の業務を行なう。

一 愛知豊川用水施設（旧愛知用水公團法（昭和三十年法律第二百四十一号）第十九条第一項第一号イ及びロの事業の施行によつて生じた施設で水資源開発公團法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二百二十九号）附則第二条第一項第一号）による改正前の

治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を改正する。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

第一項に改め、同条に次の二項を加える。

2 主務大臣は、第十八条第一項第一号の業務（第五十五条第二号に規定する施設（以下「特定施設」という。）に係るものについて第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二十条の二第五項中「第十八条第二項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に改め、同条第七項中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同条の次に次の二項を加える。

（土地改良法の適用）

第二十条の二 公團が第十八条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを行なう場合については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七項中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に規定する）の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第八項（第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条第四項（第八十七条の二第四項及び第八十七条の三第六項において準用する場合を含む。）、第八十七条第四項（第八十七条の二第四項及び第八十七条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十六条の二第七項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第百条の二第二项（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「水資源開発公團法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十条第四項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項第一号を削る。

第二十一条第一項第一号から第三号までに「並びに第二項第一号」の下に「並びに第二項第一号及び第二号」を「除く。」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十三条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第四章中第三十二条の次に次の二項を加える。

2 公團は、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道若しくは工業用水道の用に供する者又は愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該施設の管理及びこれについての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

第三十条中「第十八条第一項第一号から第三号までに「並びに第二項第一号」の下に「並びに第二項第一号及び第二号」を「除く。」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十三条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第四章中第三十二条の次に次の二項を加える。

2 公團が第十八条第一項第一号から第三号までに「並びに第二項第一号及び第二号」の下に「並びに第二項第一号及び第二号」を「除く。」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十三条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第四章中第三十二条の次に次の二項を加える。

2 公團が第十八条第一項第一号から第三号までに「並びに第二項第一号及び第二号」の下に「並びに第二項第一号及び第二号」を「除く。」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十三条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公團は、第十八条第二項第一号の業務を行なうとする場合においては、政令で定めるところにより、かつ、前条の施設管理方針が指示され、作成し、関係県知事、当該施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者及び当該施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十三条第一項中「第五十五条第二号に規定する施設（以下「特定施設」という。）を「特定施設」に改める。

第二十四条の二 第二十五条中「水資源開発施設」を「又は愛知豊川用水施設」を加える。

第二十五条中「水資源開発施設」を「水資源開発施設等」に改める。

第二十六条の二 第二十七条中「水資源開発施設」を「水資源開発施設等」に改める。

第二十七条中「第十八条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号」を削る。

第二十七条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第二十八条中「第十八条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号」を削る。

第二十八条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第二十九条中「第十八条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号」を削る。

第二十九条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第三十条中「第十八条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号」を削る。

第三十条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第三十一条中「第十八条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号」を削る。

第三十一条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第三十二条中「第十八条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号」を削る。

第三十二条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第三十三条中「第十八条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号」を削る。

第三十三条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

第三十四条中「第十八条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号」を削る。

第三十四条中「（昭和二十四年法律第二百九十五号）」を削る。

る認可を受けた施設管理規程となつたものとみなす。

第八条 改正後の法第十八条第一項第一号の愛知用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者に係る当該施設の管理に要する費用の負担については、これらの者がこの法律の施行前にした愛知用水公団との契約により当該施設の管理に要する費用を負担することとなつていては、改正後の法第二十九条第二項の規定にかかわらず、当該契約によるものとする。

(愛知用水公団法の廃止)

第九条 愛知用水公団法は、廃止する。

(愛知用水公団法の廃止等に伴う経過規定)

第十条 旧愛知用水公団法第十八条第一項第一号及び、第二号並びに第三号の事業に要する費用の賦課徴収については、同法第二十四条(第二項を除く)から第二十六条まで(これらに基づく命令を含む)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第二十四条第一項中「公団は」とあるのは「水資源開発公団は」とある。

は「水資源開発公団は」と、同条第三項及び第七項並びに同法第二十五条第一項から第五項まで及び第七項中「公団」とあるのは「水資源開発公団」とする。

2 旧愛知用水公団法第十八条第一項第一号及び、第二号並びに第三号の事業に要する費用について、同条中「公団」とあるのは、「水資源開発公団」とする。

愛知用水公団が旧愛知用水公団法第十八条第一項第一号並びに第三号の事業を行なつた場合における有益費の償還、地代等の増額請求及び農地法の適用については、な

お従前の例による。

4 旧愛知用水公団法第十八条の二第一項の規定

により愛知用水公団の事業となつた事業につき

別表第一第一号の表中愛知用水公団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号の表中愛知用水公団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号の表中愛知用水公団の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三百五号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号の表中愛知用水公団の項を削る。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号の表中愛知用水公団の項を削る。

(農林省設置法の一部改正)

第二十一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号の表中「愛知用水公団」を削る。

(農林省設置法の一部改正)

第二十二条 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号の表中「愛知用水公団監理官及び」を削り、「各一人」を「一人」に改め、同条第四項中「愛知用水公団監理官又は」及び「それぞれ愛知用水公団又は」を削る。

(第十一条第一項第十五号中「愛知用水公団」を削る。

する五ヵ年計画に改定しようとするものであります。

本委員会における質疑のおもなる点は、治山事

業五ヵ年計画に三千五百億円、治水事業五ヵ年計画に二兆五百億円の投資規模の根拠、都市現象に対する都市河川の治水対策並びに治山治水総合計画等に関するものであります。

議論は別になく、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

記録に譲りたいと思います。

討論は別になく、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議論は別になく、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 次に、水資源開発公團法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題等に関する特別委員長伊藤五郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十三年五月十六日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

目次 第一章 総則 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三章 権利の調整等(第九条—第十七条)

第四章 村の設置(第十八条—第二十五条)
第五章 現在における行政機関の設置(第二十一条)
第六章 雜則(第三十条—第三十六条)
第七章 罰則(第三十七条—第三十九条)

附則
第一章 総則
(趣旨)

第一条 この法律は、小笠原諸島(嫗母岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)及び沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。)の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置その他必要な特別措置を定めるものとする。

(因及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の復帰に伴い、旧島民(昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、この法律の施行の日の前日において小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有するものをいう。以下同じ。)ができるだけやかに帰島し、生活の再建をすることができるよう配慮するとともに、この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者の生活の安定がそこなわれることのないように努めなければならない。

第二章 法令の適用の暫定措置

(最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選挙に関する暫定措置)

第三条 この法律に特別の定めがあるもののは

第一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第二十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第三十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第四十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第五十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第六十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第七十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第八十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第九十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百二十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百三十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百四十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十一項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十二項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十三項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十四項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十五項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十六項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十七項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十八項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百五十九項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百六十項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百六十ー項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百六十ニ項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百六十ニ項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

第一百六十ニ項 第二章 法令の適用の暫定措置(第三条—第八条)

いて、その所有者は、その使用している者のために従前の使用の目的に従い賃借権を設定したものとみなす。

2 前項の規定による賃借権（以下「法定賃借権」という。）の存続期間は、借地法（大正十年法律第四十九号）第二条第一項本文の規定にかかわらず、この法律の施行の日から十年とする。ただし、当事者が、同条の規定にかかるらず、その同意により別段の定めをすることを妨げない。

3 法定賃借権（国有の土地に係るもの除外。）に係る賃貸借の借貸その他の条件について当事者間に協議がととのわないとときは、当事者は、

第二十六条に規定する小笠原総合事務所の長（以下「小笠原総合事務所長」という。）にあつせんを求めることができる。

4 建物の所有を目的とする法定賃借権を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に当該賃借権又は建物の登記をしたときは、当該賃借権をもつて、この法律の施行の日から第三者に対抗することができる。

（賃借権に係る裁判）

第十一条 法定賃借権に係る賃貸借の借貸その他の条件について当事者間に協議がととのわないとときは、申立てにより、裁判所は、類似の土地に係る賃貸借の条件、土地又は建物等の状況その他一切の事情を勘酌して、これを定めることができる。

2 前項の規定による裁判は、法定賃借権に係る

土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）によつて行なう。

3 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十二条の規定は、第一項の申立てがあつた場合について準用する。この場合には、調停に付する裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

4 第一項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、その期間は、二週間とする。

（国有地の賃付け又は交換）

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（国有地の賃付け又は交換）

第六十一条 小笠原諸島においてその所有する土地を自己の居住する家屋及びその附帯施設の敷地として使用しようとする者が、当該土地につき法定賃借権が設定されたためその使用をすることができるがなくなつた場合において、政令で定めることにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

（国有地の賃付け又は交換）

6 前項の規定による使用の期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において必要な防風林、道路、水路、ため池その他の施設の設置又は政令で定める理由による一時賃付けに係る期間をことなることができる。

（使用権の設定）

第七十二条 法定賃借権に係る賃貸借の借貸その他の条件について当事者間に協議がととのわないとときは、申立てにより、裁判所は、類似の土地に係る賃貸借の条件、土地又は建物等の状況その他一切の事情を勘酌して、これを定めることができるところにより小笠原諸島に存する国有の土地（以下この条において「国有地」という。）の賃付け又は当該賃借権の目的となつた土地と国有地との交換を申し出たときは、国は、政令で定めるところにより、その申出をした者の土地の使用の目的に応じ、適当と認める国有地を貸し付け、又はその者の有する当該土地と当該国有地とを交換することができる。

（使用権の設定）

第七十三条 この法律の施行の際小笠原諸島に存する者及びその承継人をいう。第三十四条第四項において同じ。が通常受ける損失を補償しなければならない。

る施設又は工作物（アメリカ合衆国軍隊が使用していた区域を含む。）のうち、公用（条約に基づく提供の用を含む。）次条第二項において同じ。）又は公共の用に供するものとして國又は地方公共団体が決定したものが、他人の所有する土地にあるときは、國又は地方公共団体は、次項から第四項までの規定に従つて当該土地を使用することができる。

2 國又は地方公共団体は、前項の規定により土地を使用する場合には、当該土地の区域並びに使用の方法及び期間をその所有者に通知しなければならない。この場合において、その所有者を知ることができないときは、政令で定めることにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

3 第一項の規定による使用の期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において當該施設又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間をことなることができる。

（旧小作地に係る特別賃借権の設定）

第七十四条 小笠原諸島内にある土地（昭和十九年三月三十一日（以下この章において「基準日」という。）において耕作（耕作に必要な防風林、道路、水路、ため池その他の施設の設置又は利用を含む。以下この条及び次条において同じ。）を目的とする地上權、永小作權又は賃借権（政令で定める理由による一時賃付けに係るものを除く。）を有していた者（基準日においてこれらの権利に係る土地をこれらの者に貸していた者を除く。）又はその一般承継人（その承継の時ににおいてその被承継人がこれらの権利を有していた場合にあっては、その権利を承継した者）である個人は、基準日からこの法律の施行後一年を経過する日までの間にこれらの権

5 國及び地方公共団体以外の者は、この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物を、土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供しようとする場合において、当該施設又は工作物が他人の所有する土地にあるときは、小笠原総合事務所長の承認を得て当該土地を使用することができる。この場合において、前三項の規定は、当該土地の使用の承認を得た者について準用する。

利が消滅している場合には、その日の翌日から一年以内に、これらの権利に係る土地の所有者又は政令で定めるこれらの権利を有する者(以下この条及び次条において「土地所有者等」といふ)に対し、耕作の目的で賃借の申出をすることによつて、相当な賃貸借の条件で、その土地を賃借することができる。この場合には、その条件のうち存続期間については、定めがないものとする。

2 法定賃借権の目的となつた土地又は前項の申出のあつた時において國若しくは地方公共団体が権利を有する土地で公用若しくは公共の用に供するものと定められているもの(政令で定めるところにより公示されたものに限る。)については、その申出は、その効力を生じない。

3 土地所有者等は、第一項の申出を受けた日から六十日以内に拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時に、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者等は、基準日からこの法律の施行後一年を経過する日までの間に第一項に規定する賃借権に係る賃貸借が合意により解約される場合その他政令で定める特別の理由がある場合でなければ、同項の申出を拒絶することができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の申出をしようとする者がその申出に係る土地の土地所有者等を知ることができず、又はその所在を知

ることができない場合の申出その他同項の申出に關し必要な事項は、政令で定める。

6 基準日に存していれた耕作を目的とする賃貸借についてこの法律の施行前に賃貸人から解約の申入れがされ、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間にその賃貸借が終了していない場合におけるその解約の申入れは、その効力を生じない。

7 第一項の規定により設定された賃借権又は小笠原諸島内にある土地につき基準日に存していれた耕作を目的とする賃借権でこの法律の施行の際存するもの(次項及び次条において「特別賃借権」と総称する。)に係る賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわないとときは、当事者は、東京都知事にあつせんを求めることができる。

8 特別賃借権を有する者は、その特別賃借権の登記がなくても、この法律の施行の日から第七条第一項の政令で定める日(次条第一項において「農地法施行日」といふ。)の前日までにその特別賃借権に係る土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

(特別賃借権に係る解約の制限等)

第十四条 特別賃借権に係る賃貸借の当事者は、農地法施行日の前日までは、東京都知事の許可を受けなければ、その特別賃借権を譲渡し、若しくはその特別賃借権に係る土地を転貸し、又はその特別賃借権に係る賃貸借の解除(次項の

規定による解除を除く。)をし、若しくは解約の申入れをしてはならない。

2 土地所有者等は、前条第一項の規定により設定された賃借権を有する者がその設定された日から相当の期間を経過してもなおその賃借権に係る土地について耕作(開墾を含む。)をしていない場合におけるその解約の申入れは、その効力を生じない。

3 第一項の許可又は前項の承認を受けないでした行為は、その効力を生じない。

4 前条及び前二項に定めるもののほか、特別賃借権に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧小作地についての賃借権に係る裁判)

第十五条 第十条の規定は、第十三条第一項の規定による賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわないと定めるものにはか、特別賃借権に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の許可には、制限又は条件を附すことができる。

(鉱業権の設定の出願に關する特例)

第十七条 小笠原諸島において基準日に旧鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)による鉱業権であつた者(以下この条において「旧鉱業権者」といふ。)又はその承継人が、この法律の施行の日から六月以内に、小笠原諸島における当該旧鉱業権者(以下この条において「新鉱業権者」といふ。)又はその承継人が、この法律の施行の日から六月以内に、小笠原諸島における当該旧鉱業権者と同種の鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該旧鉱業権者の鉱業権の規定にかかわらず、他の出願に対し優先権を有するものとし、同法第十四条第二項の規定は、その出願には適用しない。

(小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限)

第十六条 小笠原諸島周辺の海域で農林省令で定めるものにおいて定置漁業及び区画漁業以外の漁業で農林省令で定めるものを営もうとする者は、当該海域における漁業秩序がおおむね安定する」となる期間を考慮して農林省令で定め

る日までは、東京都知事の許可を受けなければならない。

2 東京都知事は、前項の農林省令で定める小笠原諸島周辺の海域において、基準日に旧漁業法(明治四十三年法律第五十九号)第五条の免許に係る漁業権を有していた同法第四十二条第一項に規定する漁業組合の組合員であつた者又はその一般承継人で小笠原諸島に住所を有するものその他農林省令で定める者以外の者には、前項の許可をしてはならない。

(村の設置)

第十八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第五条第一項及び第七条第一項の規定に

かかわらず、この法律の施行の日に、東京都に
属する小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置
く。

(旧村の権利義務の帰属)

第十九条 旧大村、旧麻村袋沢村、旧冲村、旧北
村又は旧硫黄島村に属していた権利義務は、小
笠原村に帰属する。

(設置選挙の特例)

第二十条 小笠原村の設置による議会の議員の一
般選挙及び長の選挙に関する公職選挙法第三十
三条第三項の規定の適用については、同項中

「地方自治法第七条第六項《市町村の設置の告
示》の告示による当該市町村の設置の日」とある
のは、「自治大臣の指定する日」と読み替えるも
のとする。

(機関の特例)

第二十一条 小笠原村の長が最初に選挙されて就
任するまでの間においては、東京都知事が自治
大臣の同意を得て任命した者をもつて村長の職

務を行なう者（以下この章において「職務執行
者」という。）とする。
2 職務執行者は、この法律及びこれに基づく政
令で定めるもののほか、村長及び收入役の権限
に属するすべての職務を行なう。

3 小笠原村は、議会が成立するまでの間におい
ては、政令で定めるところにより、執行機関の
附屬機関として村政審議会を置かなければなら
ない。

(議会の議員及び長の任期の特例)

第二十二条 第二十条の規定により読み替えて適
用される公職選挙法第三十三条第三項の規定に
基づいて自治大臣が指定した日から起算して四
年を経過した日の前日までの間において選挙さ
れる小笠原村の議員及び長の任期について

では、地方自治法第九十三条第一項及び第一百四
十条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の
定めをすることができる。

(条例の制定手続の特例)

第二十三条 小笠原村においては、議会が成立
するまでの間は、地方自治法第九十六条第一項

第一号の規定にかかわらず、職務執行者が村政
審議会の意見をきいて、条例を設け又は改廃す
ることができる。

(議決事項の特例)

第二十四条 職務執行者は、議会が成立するまで
の間においては、その事務を管理し及び執行す
る場合において、地方自治法その他の法令によ
り議会の議決を要することとされているとき

は、これらの法令の規定にかかわらず、当該議
決に代えて村政審議会の意見をきかなければな
らない。

(政令への委任)

第二十五条 第十八条から前条までに定めるもの
のほか、小笠原村の組織及び運営に因る必要な
事項は、政令で定める。

(小笠原総合事務所の設置)

第二十六条 当分の間、小笠原諸島に係る國の行
政機関の権限に属する事務を処理するため、現
地の総合行政機関として小笠原村に小笠原総合
事務所を置く。

(現地住民の採用)

第二十七条 国及び関係地方公共団体は、当分の
間、小笠原諸島の住民が採用されることとなるよ
うに配慮しなければならない。

(国及び地方公共団体の施設等の供用)

第二十八条 小笠原総合事務所は、当分の間、
小笠原諸島の住民が置かれる行政機関の職員とし
て小笠原諸島の住民が採用されることとなるよ
うに配慮しなければならない。

(職員)

第二十九条 前三条に定めるもののほか、小笠原
総合事務所の組織及び運営並びにその処理する
事務と小笠原諸島において関係地方公共団体又
はその機関が処理する事務との間の連絡及び調
整に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十条 国及び地方公共団体は、当分の間、
小笠原諸島の住民が置かれる行政機関の職員とし
て小笠原諸島の住民が採用されることとなるよ
うに配慮しなければならない。

(指揮監督)

第三十一条 国及び関係地方公共団体は、当分の
間、小笠原諸島の住民の生活の安定のため必要
がある場合には、小笠原諸島においてその事務
又は事業の用に供している施設その他の財産
を、他の法令の規定にかかわらず、その設置の
目的を著しく妨げない限度において住民の使用
に供することができる。

(負担金、補助金等の特例)

第三十二条 当分の間、小笠原諸島の住民の生活
の安定のため必要があるときは、他の法令の規
定にかかわらず、国の負担金、補助金等に因る
政令で特別の定めをすることができる。

(国有の財産の譲与等)

第三十三条 国は、当分の間、小笠原諸島の住民
掌事務に關し小笠原総合事務所の長その他の職

の生活の安定を図るために必要なときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)若しくは国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)又は物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)その他の法令の規定によるほか、国が小笠原諸島において所有する政令で定める国有財産又は物品を、政令で定めるところにより、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

外

官報

2 国は、当分の間、政令で定めるところにより、前項に規定する国有財産の管理を地方公共団体その他同項に規定する事業を行なう者に委託することができる。

(緊急事業のための土地の使用)

第三十四条 この法律の施行の日から二年を経過する日までの間において、小笠原諸島の住民の生活の安定その他公共の利益を図るために、小笠原諸島において土地取用法その他の法令により土地を取用し又は使用することができる事業を緊急に施行する必要がある場合には、国若しくは関係地方公共団体又は政令で定める者(以下この条において「起業者」という。)は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について、政令で定めるところにより、建設大臣又は東京都知事の許可を受け、

直ちに、他人の土地を使用することができる。
2 前項の規定による使用の期間は、六月をこえなければならない。

3 建設大臣又は東京都知事は、第一項の許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を建設大臣にあつては官報で、東京都知事にあつてはその定める方法で公示しなければならない。

4 第一項の規定による土地の使用によって土地の所有者及び関係人が通常受ける損失は、起業者が補償しなければならない。ただし、次条の規定に違反して行なわれた土地の形質の変更又は工作物の新築に係る損失については、この限りでない。

5 前三項に定めるもののが、第一項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。

(土地の形質の変更等の制限)
第三十五条 小笠原諸島の復興の計画的かつ円滑な推進を図るため、この法律の施行の日から三年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、何人も、小笠原諸島において土地の形質の変更又は工作物の新築(以下この条において「土地の形質の変更等」といいう。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 国又は関係地方公共団体が行なうとき。

二 災害の防止その他公共の利益のため欠くことのできない事業として政令で定めるものを行なう場合において、当該事業を行なう者があらかじめ小笠原総合事務所長の許可を得たとき。

三 この法律の施行の際、小笠原諸島に住所を有する者が、現に使用している土地について行なうとき。

四 小笠原諸島に移住する者が、その者の用に供する建物その他の工作物の新築のために行なう場合において、あらかじめ小笠原総合事務所長の許可を得たとき。

五 容易に原状に回復することができる程度の行為として政令で定めるものを行なうとき。

2 小笠原総合事務所長は、前項の規定に違反して土地の形質の変更等をした者に対し、工事を他の行為の停止を命じ、又は物件の除去その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

3 小笠原総合事務所長は、前項の命令をしよろとするときは、あらかじめ同項の者に対し弁明の機会を与えるなければならない。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、政令で定める日から施行する。

第二条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(一部改正)

第三十七条 第十六条第一項の規定に違反して漁業を営んだ者は又は同条第三項の制限若しくは条件に違反して漁業を営んだ者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処することができる。この場合において、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができる。

2 前項の場合には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没収することができる。

3 これが物件の全部又は一部を没収することのできないときは、その価額を追徴することができる。

第三十八条 第三十五条第二項の規定による小笠原総合事務所長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第三十七条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第五表東京簡易裁判所の管轄区域の欄中

「文京区」を「文京区 小笠原村」に改める。

第三条 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」に改める。

2 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「小笠原諸島、硫黄列島及び南島島のうち法務省令で定める地域」を削る。

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「伊平屋島、北緯二十七度」

を「及び伊平屋島並びに北緯二十七度」に改め、「硫黄島の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。)、沖の島

及び火山列島をいう。)、沖の島及び南島島」を削る。

第五条 公職選舉法の一部を次のように改正する。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項中「附則第十二項から第十五項まで」を

「附則第十三項から第十六項まで」に改め、附則

中同項を第二十項とし、第十八項を第十九項と

し、附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、附則中同項を第十八項とし、

第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項

とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、附則中同項を第十五項とし、

第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項

とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、

小笠原村は、東京都第二区に属するものとする。

第六条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「婦婦岩の南の南方諸島(小笠

原群島、西之島及び火山列島をいう。)、沖の島

島又は南島島」を削る。

第七条 南方同胞援護会法(昭和三十二年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次に掲げる地域」を「硫黄島及び

伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島

(大東諸島を含む。)の地域」に改め、各号を削る。

附則第十二項を次のように改める。
(業務に関する暫定措置)

12 援護会は、当分の間、第二十条に掲げる業務のほか、次の業務を行なうことができる。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項中「附則第十二項から第十五項まで」を

条に掲げる種類の業務

二 小笠原諸島(小笠原諸島の復帰に伴う法

令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第二百六十七号)第一條に規定す

る小笠原諸島をいう。)の現地の住民(同法の施行の日の前日に小笠原諸島に住所を有する日本国民をいう。)に対する援護、小笠

原諸島の旧島民の帰島のために國又は地方公共団体が行なう施策に対する協力及び

これらの業務に關し協力する者に対する助成

以上御報告いたしました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○伊藤五郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用について暫定措置を定めるとともに、現島民及び旧島民に対する権利または利益の保護並びにこれららの者の生活の安定等をはかるための特別の措置を講じ、あわせて、小笠原諸島を区域として、所要の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見聴取、地方行政委員会との連合審査会を行なうなど、慎重に審査いたしましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

かくして、本日質疑を終了し、採決の結果、本

程に追加して、

常任委員長の選挙を行ないたいと存しますが、

御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) つきましては、この際、日

程に追加して、

常任委員長の選挙を行ないたいと存しますが、

御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

昭和四十三年五月二十二日 参議院会議録第二十三号

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
○永岡光治君 常任委員長の選挙は、その手続を省略し、いすれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○藤田正明君 私は、ただいまの永岡光治君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 永岡君の動議に御異議ございませんか。

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。

名いたします。

攬手

「異議なし」と呼ぶ者あり、
(重宗雄三君) 御異議ない

【拍手】
【たします。

社会労働委員長に加瀬元君を指名いたします。
〔拍手〕

〔拍手〕

懲罰委員長に羽生三七君を指名いたします。
〔拍手〕

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三分散会

卷之三

出席者は左のとおり。

議員
卷二
論點上

原田黒柳瓜生立君精君山商しけり矢追秀彦君中沢伊登子君

市川	房枝君	中尾	辰義君
片山	武夫君	八田	一朗君
西村	尚治君	内藤督	三郎君
田代	富士勇君	北條	雋八君
森田	タマ君	櫻井	志郎君
谷口		多田	省吾君
慶吉君			

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

小平	井川	芳平君	青田源太郎君	金丸	富夫君
山田	伊平君			木内	赤間
北條	徵一君			四郎君	文三君
小林	武治君			武寿君	みつ君
和泉	浩君			亨弘君	涉君
小柳	牧衛君			辻	
船田	謙君			紅露	
柳田	桃太郎君			宮崎	
菅野	儀作君			平泉	
山本茂	一郎君			劍木	
山本	義彦君			任田	
土屋	中村喜四郎君			大森	
中村	喜四郎君			廉田	
山本	杉君			木島	
温水	三郎君			久保	
木村	陸男君			勘一君	
津島	文治君			村上	
西郷	吉之助君			春藏君	
八木	一郎君			沢田	
塙見	俊二君			一精君	
廣瀬	久忠君			三木與吉郎君	
高橋	衛君			重政	
鹿島守	之助君			堀本	
斎藤	昇君			宜宣君	
熊谷	太三郎君			徳永	
中津井	真君			吉武	
楠	隆君			惠市君	
栗原	祐幸君			森部	
佐藤	教真君			林田	
田村	賢作君			悠紀夫君	
熊谷	正俊君			近藤英一郎君	
大竹平入郎君				二木	
楓原	茂嘉君			謙吾君	
北畠				芳郎君	
大谷	賛雄君			内田	
林屋龜次郎君				芳郎君	
上原	正吉君			野知	
增原	恵吉君			鹿島	
近藤	鶴代君			俊雄君	
石原幹市郎君				浩之君	
鈴木				フク君	
郡	祐一君			秀夫君	
安井				茂穂君	
横山				謙君	
青柳					
田中					
田中					

法務大臣	赤間 文三君
外務大臣	三木 武夫君
大蔵大臣	水田 三喜男君
厚生大臣	園田 直君
農林大臣	西村 直己君
通商産業大臣	椎名 悅三郎君
郵政大臣	小林 武治君

定価 一部 二十五円
「ただし良質紙は三十円
(配送料共)

東京都港区赤坂葵町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八一 四四二 (大代)

七九〇